

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同条第5号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3

号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県佐久平総合技術高等学校の項中

「栽培システム科 生物サイエンス科 食品サービス科 食料マネジメント科」を「食料マネジメント科」に改め、

同表の長野県上伊那農業高等学校の項中

「緑地創造科」を「緑地創造科 生物生産科 生命探究科 アグリデザイン科 コミュニティデザイン科」に

改め、同表の長野県松本県ヶ丘高等学校の項中

「英語科」を「英語科 自然探究科 国際探究科」に改め、同

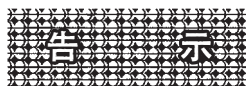
表の長野県大町岳陽高等学校の項中

「普通科 理数科」を「普通科」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第220号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿 部 守 一

(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 登録した年月日
社会福祉法人まどか 特別養護老人ホームグランスマイル 長野県下伊那郡高森町牛牧1968-15 平成30年3月1日

介護支援課

長野県告示第221号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6条第2項の規定により、登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部 守一

(指定短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
北信広域連合	高社寮	長野県中野市大字西条62番地2	平成30年3月3日
(指定介護予防短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
北信広域連合	高社寮	長野県中野市大字西条62番地2	平成30年3月3日
(指定介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
北信広域連合	高社寮	長野県中野市大字西条62番地2	平成30年3月3日

介護支援課

長野県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
御代田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
佐久都市計画下水道事業  
御代田町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成3年1月21日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

平成30年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
松川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松川都市計画下水道事業 松川町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年2月18日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草7645の1、7645の7、7683、7686、7689、7696の24から7696の33まで、7696の56から7696の58まで、7696の69から7696の72まで、7696の74から7696の84まで、7758の1、7758の3、7758の6

長野県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第226号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中野市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第227号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第228号

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

平成29年6月29日から平成30年3月5日まで

3 作業地域

木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第229号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(千曲川上流計画区の空中写真撮影及びデジタルオルソ画像作成)

2 作業期間

平成29年9月20日から平成30年2月15日まで

3 作業地域

上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡長和町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、小県郡青木村

建設政策課

長野県告示第230号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 長野菅平線	長野市大字大豆島5826番1地先から 長野市大字大豆島5211番1地先まで
県道 松本環状高家線	松本市大字新村452番地先から 松本市大字和田4309番1地先まで
県道 南原広丘停車場線	塩尻市大字広丘野村2160番地先から 塩尻市大字広丘野村1655番9地先まで
県道 三才大豆島中御所線	長野市青木島町大塚303番1地先から 長野市大字大豆島5826番1地先まで
県道 三才大豆島中御所線	長野市大字大豆島5211番1地先から 長野市大字北長池232番3地先まで

2 指定する期日 平成30年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

長野県告示第231号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 千曲川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成30年3月19日

3 廃川敷地等の位置

佐久市北川字勝間504番76、佐久市入沢字中川原790番19  
佐久市入沢字向川原811番29、佐久市入沢字谷川尻790番20

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 7,041平方メートル

5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第232号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び伊那市役所に備え置きます。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
中組	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域。	伊那市	東春近		10527番1 10521番1 10525番 10522番1  10524番 2312番	1号 2号 3号 4号から7号まで 8号 9号

砂防課

長野県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 一部について指定を解除する区域の名称  
八幡大門2
- 一部について指定を解除する区域  
山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月19日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡山形村上竹田4771番の1地先から東筑摩郡山形村上竹田5261番地先まで	旧	4.3~6.2 m	0.6351 km
同上	新	9.0~9.7	0.6351

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御馬越塩尻停車場線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡朝日村大字西洗馬字中坂1569番の1地先から東筑摩郡朝日村大字西洗馬字幅上448番の1地先まで	旧	5.0~7.5 m	1.2650 km
東筑摩郡朝日村大字西洗馬字中坂1569番の1地先から東筑摩郡朝日村大字西洗馬字幅上448番の1地先まで	新	5.0~7.5	1.2650
東筑摩郡朝日村大字西洗馬字中坂1569番の1地先から東筑摩郡朝日村大字西洗馬字郷尻911番の1地先まで		6.5~39.8	1.3110

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量  
長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎以下8施設で使用する電気  
予定契約電力 1,316 k W 予定使用電力量 3,806,944 k W h
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 関西電力株式会社
  - (2) 所在地 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
54,963,104円
- 6 契約の相手方を決定した手続